

# 福岡市景観計画

Landscape Plan of FUKUOKA City

地区別編

## 元岡地区 都市景観形成地区



## はじめに

本市では、豊かな自然と悠久の歴史に培われた風格のある美しいまちなみを創造していくため、「福岡市都市景観条例」及び「福岡市景観計画」を制定し、市民・事業者との共働のもと、景観形成の誘導や都市景観賞などの各種施策を展開し、市民が愛着を持ち魅力を感じる景観づくりを推進しています。

「福岡市景観計画」は、景観法の制定を受けて、これまでの取り組み姿勢を踏襲しつつ、魅力ある都市景観の形成に向けた施策の充実とより一層の実効性の確保を目的に策定したものです。

この景観計画では、地域の特性を活かした魅力ある景観の形成に向け、福岡市全域を景観計画区域とするとともに、市を代表する地区や個性ある地区など特に景観形成を図るべき地区を都市景観形成地区として指定し、きめ細やかな景観形成の誘導を行うこととしています。

「元岡地区」は、緑に囲まれ、大学に隣接する主要な幹線沿いにあつて、自然と研究・開発・交流機能や居住機能が融合した未来を拓き新しい街の形成を図ることを目的として、平成23年3月に都市景観形成地区の指定をしています。



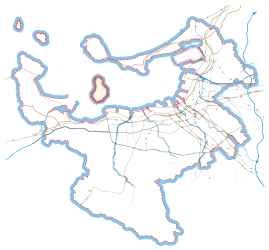
九州大学キャンパスと元岡地区（平成20年3月 ※九州大学所蔵）

## 目次

1	区域.....	1
2	届出対象行為.....	2
3	景観形成方針.....	3
4	行為の制限.....	4
5	まちなみをつくるための工夫.....	9
6	まちなみとモデルプラン.....	11

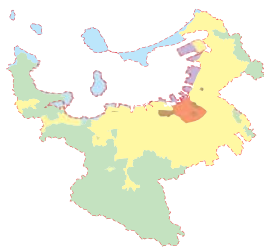
＊ 福岡市における景観形成誘導の考え方 ＊

**市全域の景観形成方針**



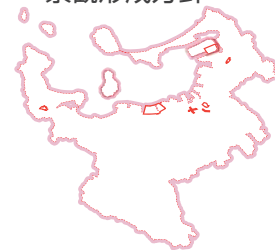
魅力と心地よさが感じられる大都市の賑わいと地方都市の優しさが調和した都市景観の形成を目指します。

**ゾーンごとの景観形成方針**



地域の特性や上位計画における将来の都市構造などを基としたゾーニングによるきめ細やかな景観形成を目指します。

**都市景観形成地区における景観形成方針**



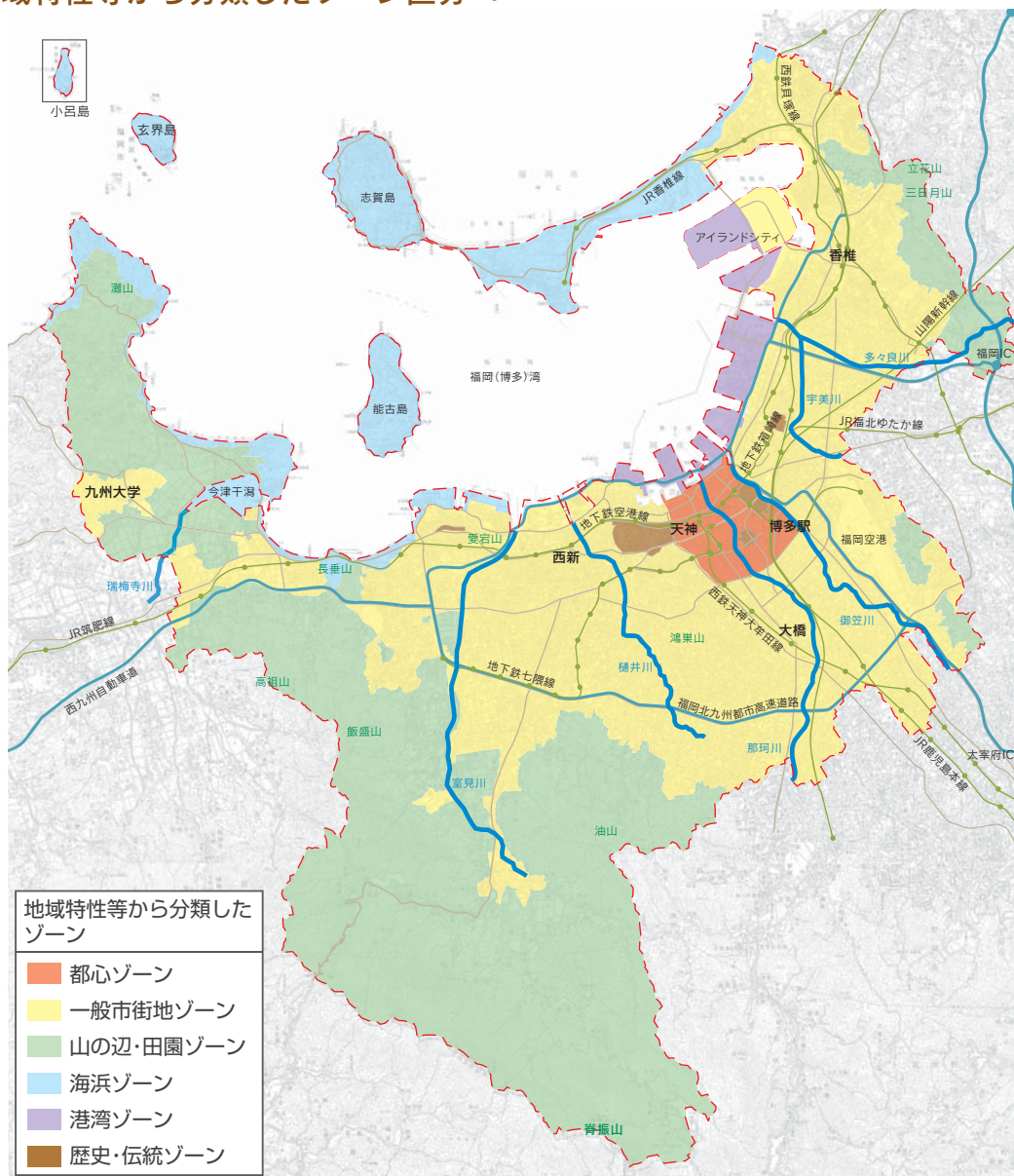
地区の個性や特性に応じた景観形成を目指します。

**1 市全域における景観形成の誘導**

**2 都市景観形成地区における景観形成の誘導**

市全域やゾーンごとの景観形成方針・基準のほか、都市景観形成地区における景観形成方針・基準が適用されます。なお、市全域やゾーンごとの景観形成方針・基準については、福岡市景観計画本編をご参照下さい。

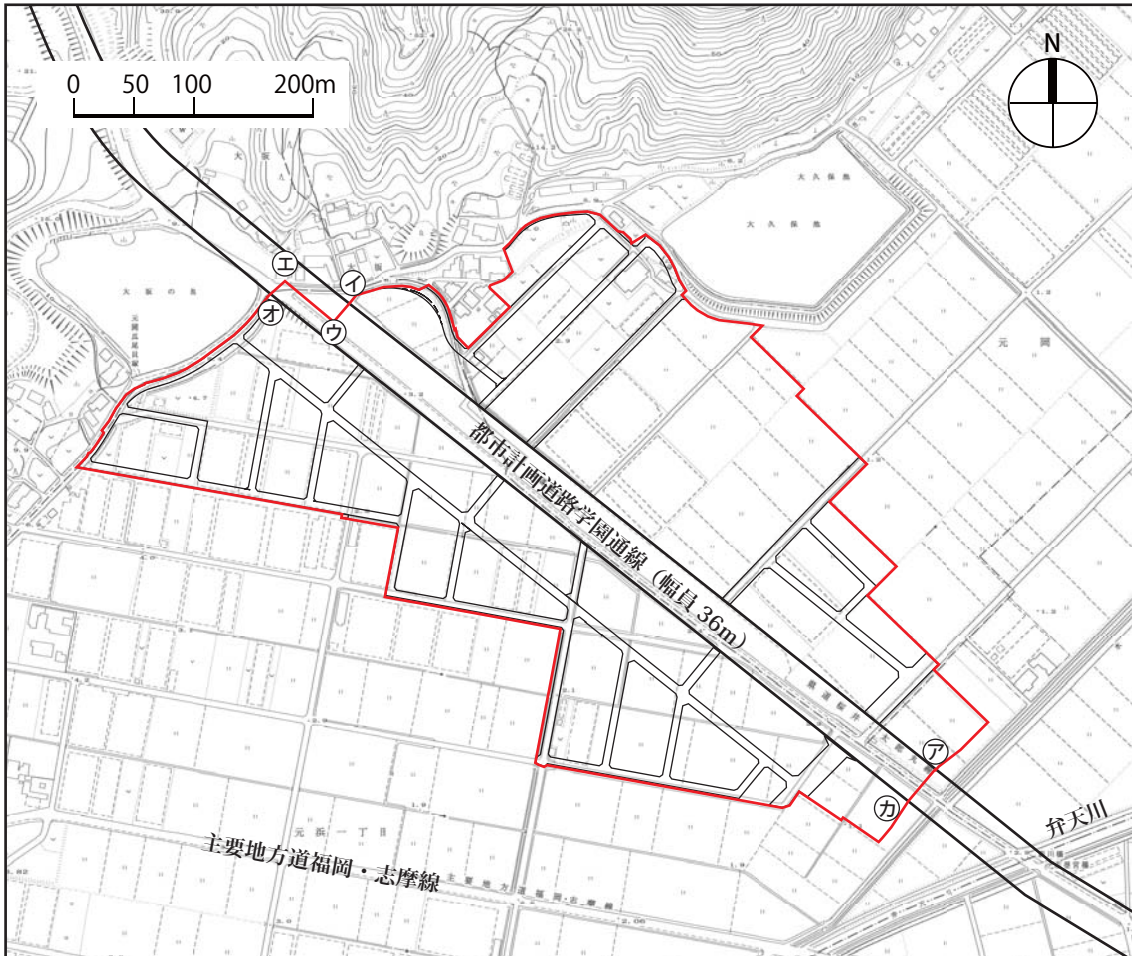
＊ 地域特性等から分類したゾーン区分 ＊



# 1 区域



元岡地区都市景観形成地区の区域は、下記のとおりです。



凡 例	境界説明表	
都市景観形成地区区域	ア-イ	区画整理界
	イ-ウ	見通し界
	ウ-工	道路中心線
	工-オ	見通し界
	オ-カ	区画整理界
	カ-ア	見通し界

## 2 届出対象行為

建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は模様替え、外観の色彩の変更を届出対象とします。また、木竹の伐採を届出対象行為とします。

※ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為は届出の適用除外とします。

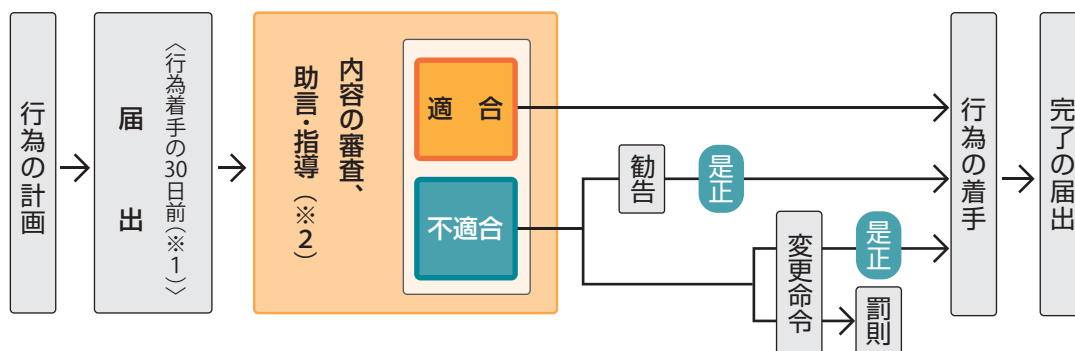
※ 届出対象行為のうち、建築物又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕又は模様替え、外観の色彩の変更を景観法第17条による特定届出対象とします。

※ 工作物は次に掲げるものとします。

- (1) 門、へい、垣、さく、擁壁その他これらに類するもの
- (2) 高架水槽、屋上に設置する冷却塔その他これらに類するもの
- (3) 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- (4) 記念塔その他これらに類するもの
- (5) 電波塔その他これらに類するもの
- (6) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの
- (7) 護岸、堤防その他これらに類するもの
- (8) 街灯、照明灯その他これらに類するもの
- (9) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- (10) 駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの
- (11) 水道、電気その他これらに類するものの供給施設
- (12) ごみ置場その他これに類するもの
- (13) その他市長が指定するもの

なお、屋外広告物については、屋外広告物法による許可を要することとなります。

### \* 景観形成の誘導の流れ（届出手続き）\*



※1 原則、届出後30日間は行為に着手できません。また、場合により90日間まで延長する場合があります。

※2 都市景観アドバイザーの意見を踏まえた助言・指導を行う場合があります。

# 3 景観形成方針



緑に囲まれ、大学に隣接する主要な幹線沿いにおいて自然と研究・開発・交流機能や居住機能が融合した未来を拓き新しい街の形成を図ることを目的として、当地区の景観形成方針を次のように定めます。

- 風格とにぎわいのある通りの形成に努める。
- 緑豊かな住環境の形成に努める。



落ち着いた佇まいの建築物



豊かな緑

# 4 行為の制限



景観形成基準は、下記のとおりです。

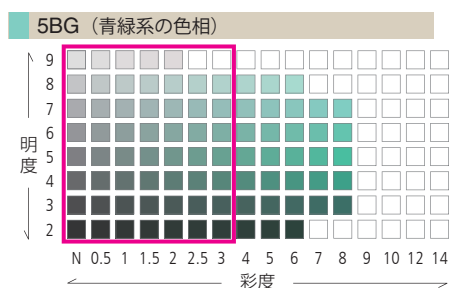
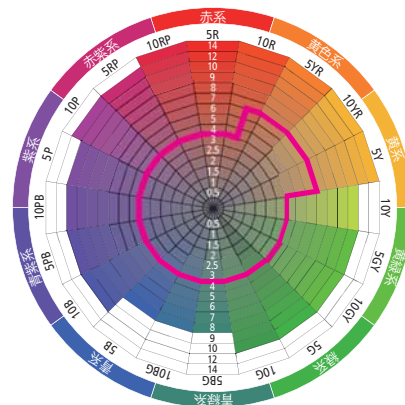
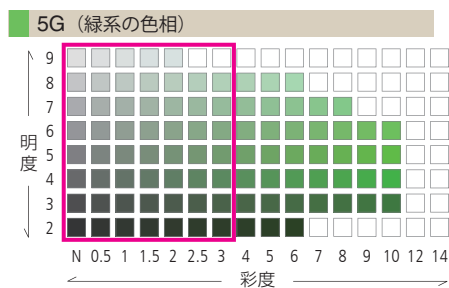
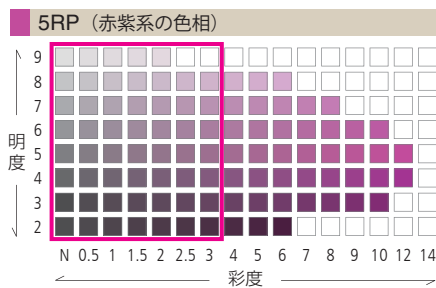
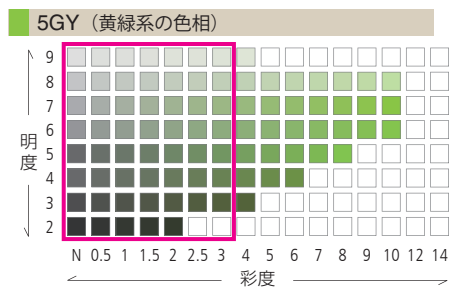
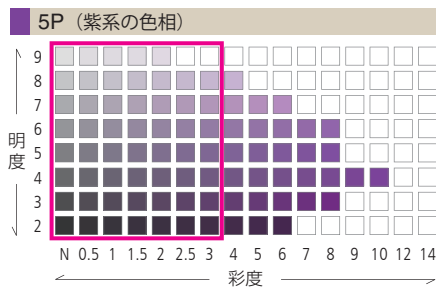
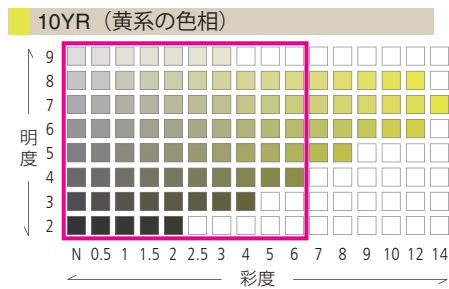
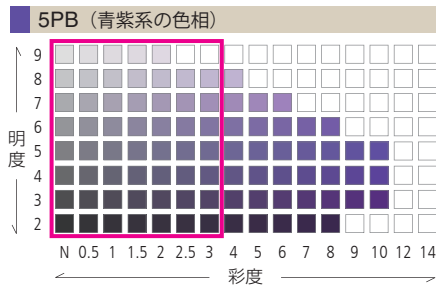
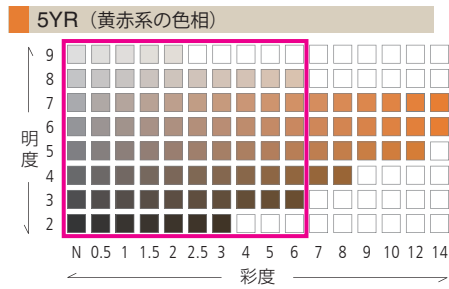
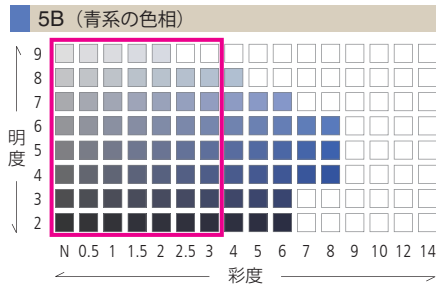
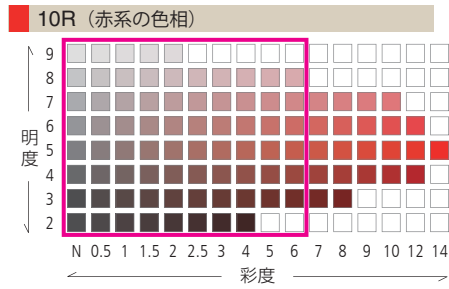
## ①建築物等

行為の制限		
建築物	用途	1. 学園通り線沿いの建築物の1階部分は可能な限り店舗、サービス施設等の用途とする。
	形態・意匠	1. 建築物の配置にあたっては、街なみの連続性を確保するように配慮する。 2. 建築物のデザインにあたっては、沿道景観に配慮する。 3. 間口の広い建築物は、分節化するなど単調な表情とならないようにデザインに配慮する。
	色彩	1. 外観の色彩は、別表のとおりとし、周辺的环境に調和するものとする。 2. 別表以外の色彩を使用する場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各壁面の見附面積の10%以内とする。 3. 色彩により分節化するなど単調な表情とならないようにデザインに配慮する。
付属施設	駐輪場・バイク置場	1. 道路から直接見えにくい位置に設置する。 2. 外部に独立して設ける場合は、緑化などの修景を行う。また、屋根を設ける場合はデザインに配慮する。
	ごみ置場	1. ごみ置場は、外部から直接ごみ袋が見えないよう、位置や囲いの形態に配慮する。 2. 緑化などの修景に努める。
付属設備	受水槽・電気機械室・高架水槽・クーリングタワー	1. 受水槽や空調設備等の屋外設備や機器類は、外部から見えにくいよう建築物との一体的なデザインに配慮する。
	屋外照明	1. 学園通り線沿いは、街のにぎわいづくりに配慮した照明計画に努める。

## 別表

	色相	明度	彩度
建築物	10 R以上 2.5 Y未満	9 以下	6 以下
	その他の有彩色	9 以下	3 以下
	無彩色		9 以下

備考 色相、明度、彩度は JIS に規定されたマンセル値による。



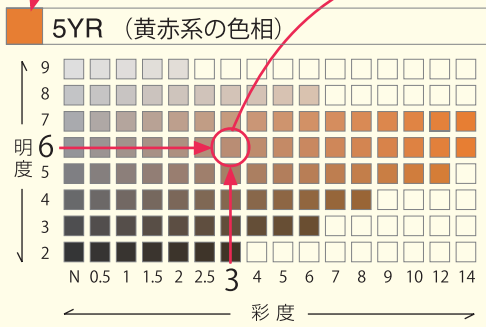
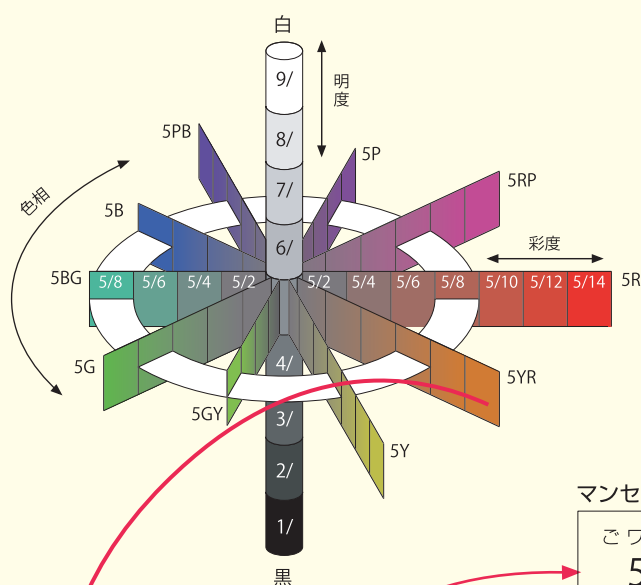
建築物

※この図は印刷のため、正確な発色ではない場合があります。



マンセル表色系  
を用いた定量的な  
色彩基準の設定

- 色相は、いろあいを表すもので、10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせて表記します。
- 明度は、明るさの度合いを0から10までの数値で表し、暗い色ほど数値が小さくなります。
- 彩度は、あざやかさの度合いを0から14程度までの数値で表し、色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。
- マンセル記号は、色相、明度／彩度を組み合わせ、5YR 6.0 / 3.0のように表記します。



マンセル値  
ごワイアール ろく の さん  
**5YR 6.0 / 3.0**  
色相=色合い 明度=明るさ 彩度=鮮やかさ

(社)日本塗料工業会 塗料用標準色 色票番号  
**15-60F**

※(社)日本塗料工業会発行の塗料用標準色は、色票番号に対応するマンセル値が参考に付されています。

## ②屋外空間

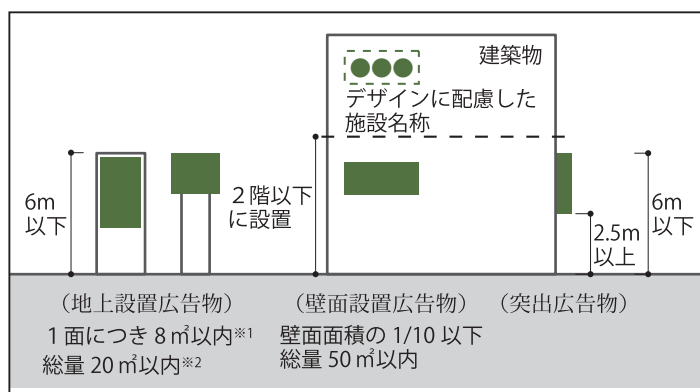
行為の制限	
敷地内緑道・広場等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 連続したゆとりある空間の形成のためオープンスペースの確保に努める。</li> <li>2. 学園通り線沿いの壁面後退部分は、可能な限り歩道との段差を設けないよう配慮し、歩道と一体性のある公開的な空地や開放性のある植栽帯などとする。</li> <li>3. 壁面後退部分の仕上げ材は、歩道の舗装材との調和のほか、平坦で滑りにくく、水はけのよい材料を使用するなど、歩行者の歩きやすさにも十分配慮したものを選定する。</li> </ol>
垣・柵	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路に面して垣又は柵を設ける場合、その構造は、生け垣又はフェンス等の透視可能なものに植栽を施したものとす。</li> </ol>
緑化	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 敷地において、可能な限り緑化を行う。</li> <li>2. 道路等の公共空間から見える部分の緑化に努める。</li> <li>3. 各敷地に少なくとも1本は、高木を植栽するよう努める。</li> </ol>
駐車場	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 駐車場の出入り口は、原則として学園通り線には設置しない。ただし、やむを得ず設置をする場合はこの限りでない。</li> <li>2. 舗装の材料やデザインに配慮する。</li> <li>3. 緑化などの修景に努める。</li> </ol>

## ③屋外広告物

行為の制限	
共通事項	1. 自家用広告物に限る。 2. 形状、面積、色彩、意匠は、周辺の景観に調和したものとする。 3. 点滅する広告物は設置してはならない。 4. 蛍光塗料及びこれに類するものは使用してはならない。 5. 道路の上空に係る広告物は、設置してはならない。
屋上設置広告物	1. 設置してはならない。
壁面設置広告物	1. 壁面1面につき、壁面の1/10、かつ、50㎡以内とする。 2. 3階以上の階へは設置してはならない。やむを得ず設置する場合は、デザインに配慮した施設名称に限る。 3. 窓面には、設置してはならない。
地上設置広告物	1. 地上の広告塔は、地上から広告物の上端までの高さは6m以下、かつ、表示面積は1面につき8㎡以内とし、広告塔1つあたりの表示面積の総量を20㎡以内とする。 2. 地上の広告板は、地上から広告物の上端までの高さは6m以下、かつ、表示面積は1面につき8㎡以内とする。 3. 地上の広告塔及び広告板の1敷地あたりの表示面積の総量は、20㎡以内とする。ただし、1敷地の面積が2,000㎡を超える場合については、40㎡とする。
突出広告物	1. 建築物より突出する広告物は、地上から広告物の下端までの高さが2.5m以上、かつ、上端までの高さが6m以下とする。 2. 上端は、取り付ける壁面の高さを超えないように設置する。 3. 同一壁面において複数設置する場合は、形状、面積、色彩、意匠の統一を図るものとする。

※ただし、イベント等一時的に使用する屋外広告物で1ヶ月未満のものについては、屋外広告物の基準は適用しません。

## ■ 屋外広告物掲載基準概要図



※1 1面当たりの面積。広告塔1つあたりの総量は20㎡以内とする

※2 1敷地の面積が2,000㎡を超える場合については40㎡とする

# 5 まちなみをつくるための工夫

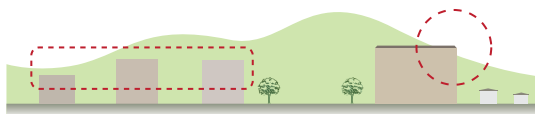
糸島地域へと続く田園地帯は福岡市内で最大の近郊農業地区となっており、当地区の周囲にも伸びやかな田園景観が広がっています。

この田園景観と調和した元岡地区のまちなみを形成するために必要な工夫の例を以下に示します。

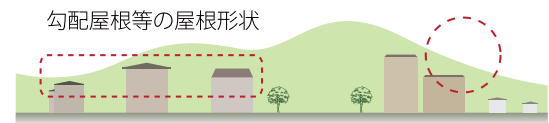
## 1. 建物の配置・規模・屋根形状

○建物を計画する際は、広がりのある田園景観の保全を図るため、大規模な壁面の分割や山並みへの調和に配慮した屋根形状とするなど、意匠等の工夫が望まれます。

△ 好ましくない例



○ 好ましい例



建物の配置、形状の工夫

勾配屋根等の屋根形状

大規模な壁面の分節

## 2. 建物の色彩

○建物の色彩は、田園景観を構成する重要な要素である山並みや空と調和する色彩を用いるように工夫します。

○また、大壁面は、形態や素材の工夫や、高層部との色彩の使い分けを行うことにより、圧迫感の軽減が図られるように配慮します。

△ 好ましくない例



○ 好ましい例



○山並みや空に調和する色彩を用いる

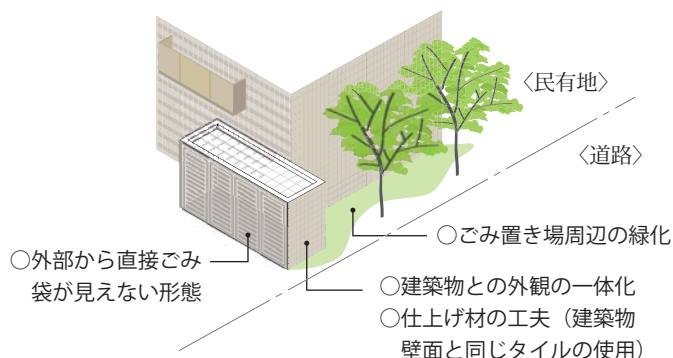
○低層部と高層部の壁面で色彩・素材を使い分ける

○低層部は、賑わいのあるまちなみに配慮する

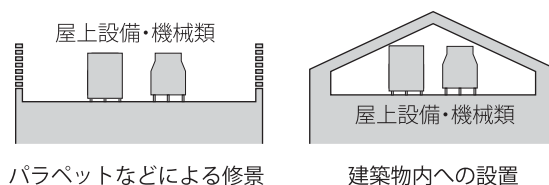
### 3. 付属物、付属施設

○付属物や付属施設では、主に、以下のような工夫が望まれます。

#### ■ ごみ置き場



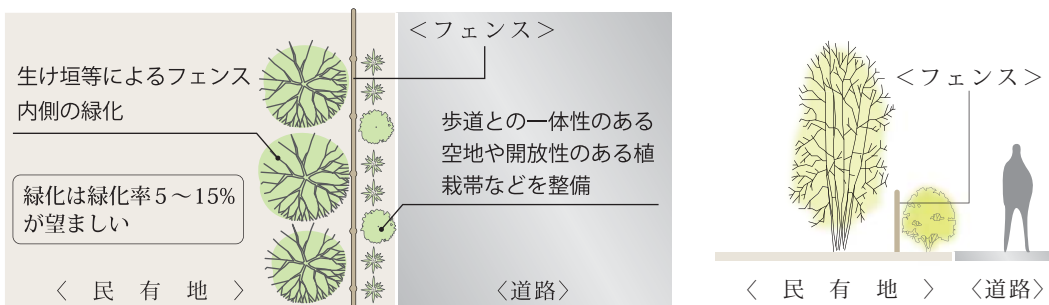
#### ■ 屋外設備や機器類



### 4. かき・柵

○緑豊かなまちなみをつくるため、開放性の確保に配慮することが望まれます。また、フェンスを設ける場合は管理上最小限度とします。

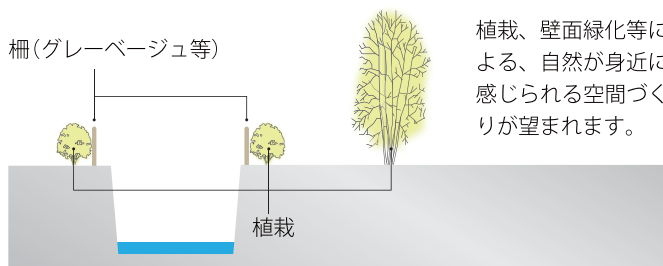
#### ■ かき・柵を設ける場合の空間づくりの工夫



### 5. 農業用水路等

○農業用水路に沿って柵を設ける場合は、周辺の景観に馴染むグレーベージュ等の色彩とし、隣地との視覚的な連続性が確保されるよう、色彩、デザイン等に配慮します。

#### ■ 農業用水路沿いの空間づくりの工夫



#### ■ 周辺の緑化イメージ



# 6 まちなみとモデルプラン

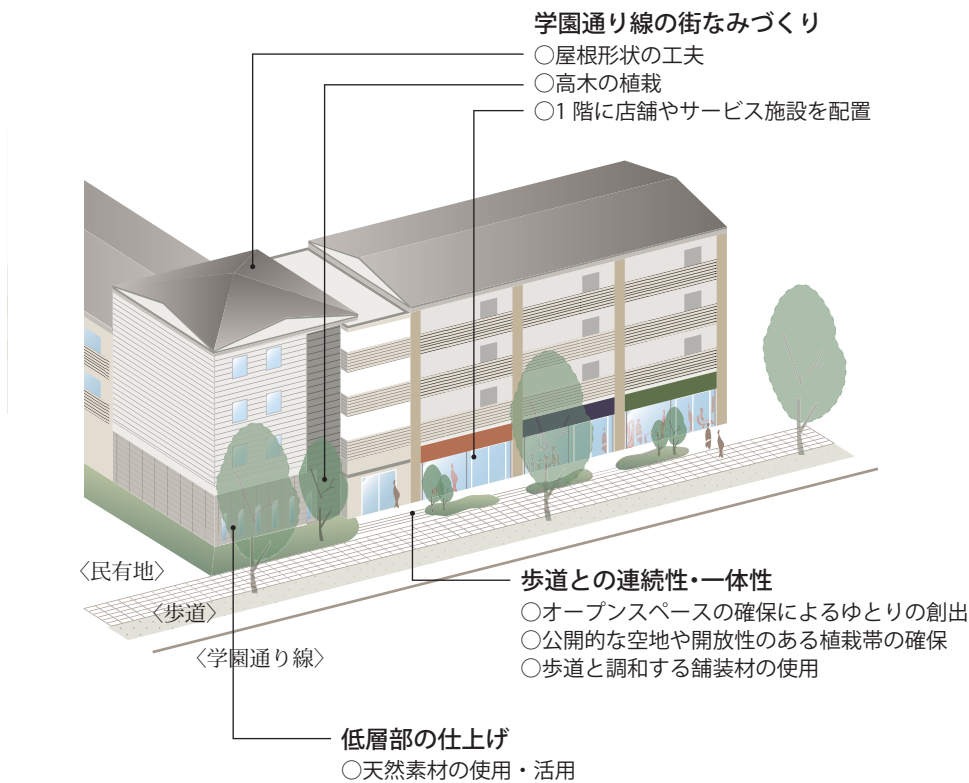


まちなみづくりのイメージの共有化が図られるよう、文章による基準をビジュアルで示し、目指すべきまちなみの姿を示します。

## 1. まちなみモデル

当地区の骨格をなす学園通り線沿いのまちなみのモデルを示します。

### ■ まちなみモデル



### ■ 低層部の仕上げの工夫例

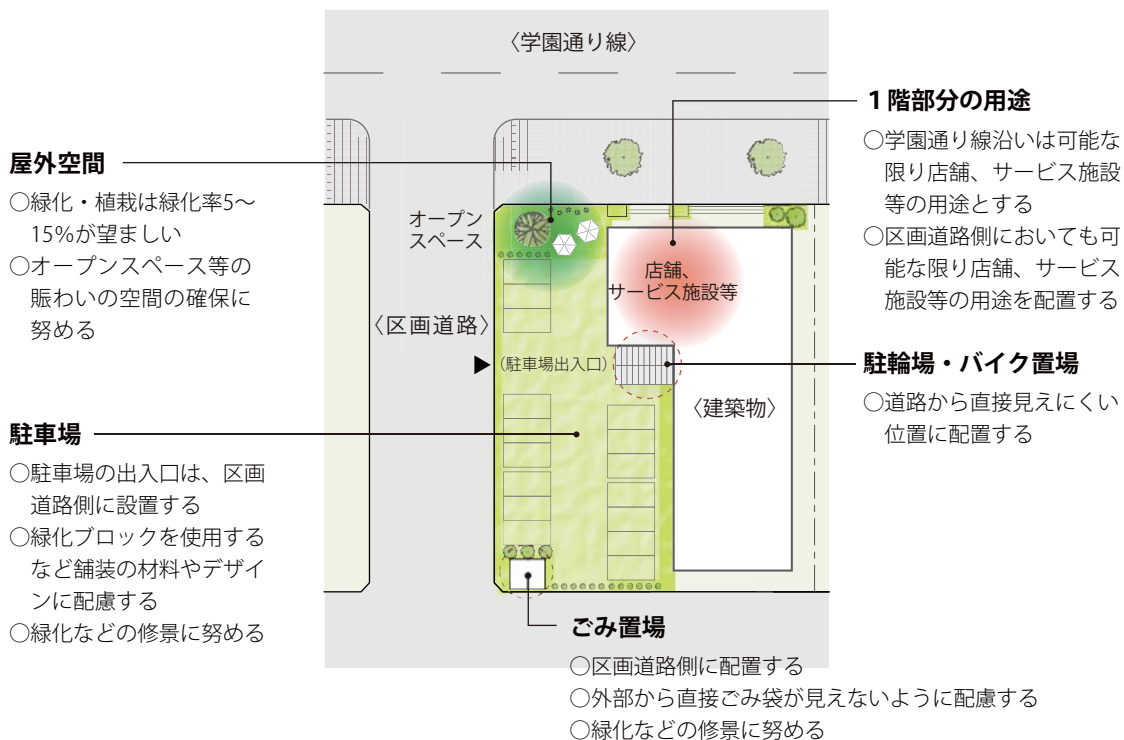


外壁の1階部分に石材を使用

## 2. 配置モデル

季節やにぎわいが感じられる魅力ある通り景観の形成を実現するため、学園通り線の南に位置する敷地での建築物や付属施設などの配置モデルを示します。

### ■ 配置モデル

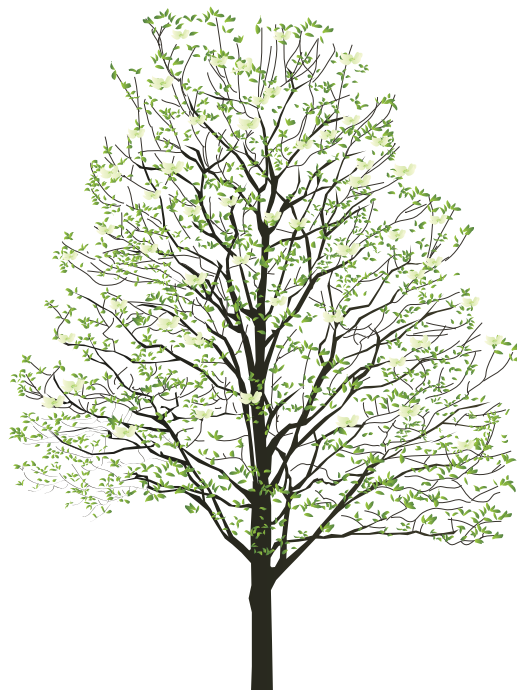


■ オープンスペース等の賑わいの空間のイメージ

### まちのシンボルツリー

#### 『ハナミズキ』によるまちなみづくり

緑化・植栽については、地区全体で統一感のあるまちなみをつくるため、地区のシンボルツリーであるハナミズキを、少なくとも1本、通りなどの公共空間から見て目につきやすい場所に植栽することが望まれます。



お問い合わせ先

---

福岡市 住宅都市局地域まちづくり推進部 都市景観室

TEL : 092-711-4589      FAX : 092-733-5590

E-mail : [toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp)